

令和 7 年 3 月 12 日

令和 7 年 3 月設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について

田辺市役所 契約課

和歌山県からの「設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置」の通知に基づき、下記のとおり運用することとしますので、お知らせします。

記

1 措置の内容

令和 7 年 3 月設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、対象の建設コンサルタント業務等の受注者は、業務委託契約書第 60 条又は債務負担契約においては 63 条の規定に基づく、請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象業務等

令和 7 年 3 月 1 日以降に当初契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たり、旧技術者単価を適用したもの。

3 具体的な取扱い

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P 新」及び「k」は、それぞれ下記を表するものとする。

P 新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率